

一般社団法人日本高次脳機能障害学会 代議員選出規則

(総則)

第1条 代議員の選出については、一般社団法人日本高次脳機能障害学会定款施行細則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(代議員となる者の資格)

第2条 代議員となる者は以下各号に定める要件のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 満70歳未満の正会員であること
- (2) 代議員となることを申請する時点で、この法人に連続5年以上正会員として所属していること。ただし、理事長が特に必要と認める場合はその限りではない。
- (3) 会費に未納がないこと。
- (4) この法人の目的に沿った業績が備わっていること。

(応募)

第3条 新たに代議員となることを申請する者は、所定の用紙に必要事項を記入し、正会員3名以上の推薦書面を得て、理事長が定めた期日までに事務局に提出する。

(選考)

第4条

- 1 前条の応募に基づき代議員資格審査委員会は第2条に定める要件を審査し、その結果および代議員としての適格性に関する意見（以下答申という）を書面をもって、代議員総会の1ヶ月前までに理事会に報告するものとする。
- 2 理事会は前項の答申の結果をもとに新任代議員候補者を決定し、代議員総会に議案として付議しなければならない。
ただし、答申において代議員としての適格性を有するとされた者の数が、理事会があらかじめ定めた定数を超える場合には、年齢の高い順に定数までの者を新任代議員候補者とする。
- 3 前項による代議員総会の審議において承認を得た者は、当該代議員総会終了の時から代議員に就任する。

(選考基準)

第5条 原則として、以下の基準に従う。

- (1) 学会活動実績

- ① 学術総会における演題の発表
 - ② 学術総会における座長、シンポジストあるいは各種講演講師等の経験
- (2) 学術業績
- 当学会研究領域の主要な原著論文、総説、著書、翻訳書など5編以上。
うち1編は査読を経た筆頭著者としての原著論文。

(規則の変更)

第6条 この規則の変更は、理事会の決議をもって行う。

2015年4月25日制定

2018年5月12日改定